第4章 犬山市ヒトツバタゴ自生地の本質的価値

1. 本質的価値

本自生地は、大正 12 (1923) 年 3 月 7 日に、内務省(当時) 告示第 57 号により天然記念物 に指定された。開花期には白い雪で覆われるような美しい景観を呈することから、多くの来訪 者がある。

犬山市ヒトツバタゴ自生地の本質的価値については、以下にあげる3つに代表されると言える。

① 日本国内での分布が限られている

ヒトツバタゴは、日本、台湾、朝鮮半島、中国大陸の一部に隔離的に分布し、日本国内では本州中部(長野県、岐阜県、愛知県)及び九州(対馬)に自生している。このように自生地の分布は日本国内でも一部の場所に限られる。すなわち、ヒトツバタゴは中国大陸に起源を持つ大陸系の植物であり、その分布状況を鑑みると日本列島の成り立ちの理解につながる。

② ヒトツバタゴが自生する環境が残されている

ヒトツバタゴは、東海丘陵要素植物群のひとつとして知られている。東海丘陵要素植物群は、 東海地方において緩斜面や浅い谷頭の貧栄養な低湿地の環境に特異的に生育する植物を指して いる。

かつてはこのような湿地が東海地方の各地に点在していたと考えられるが、農耕地等として の利用や治水事業等の各種開発によりその多くは失われつつある。そのような中で、本自生地 及びその周辺にはヒトツバタゴが自生する低湿地の環境が残されている。

③ ヒトツバタゴ自生地が人々の手によって守られ継承されている

犬山のヒトツバタゴは、本州における自生地として文政 5 (1822) 年に初めて確認され、それが「史蹟名勝天然紀念物調査報告:大正 12 (1923) 年」に記載されるほど、古くよりその希少性が注目されている。

天然記念物の指定基準は、「(十二)珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地」であり、現在もレッドデータブックにおいて、全国的・地域的レベルで絶滅危惧種であり、希少であることが示されている。

本自生地と同時に指定された他の自生地8箇所の中で、本自生地のように、まとまった個体数(指定地内に成木6本、幼木9本、指定地外に幼木1本:令和6(2024)年時点)が生育している場所は他にない。本自生地では、ヒトツバタゴが自らの力で実生による自然更新を行い、その自生地は人々の手によって守り伝えられている。

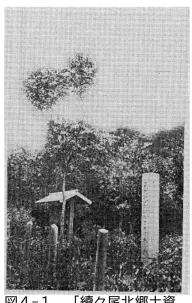


図4-1 「續々尾北郷土資 料寫眞集」(昭和8(1933) 年)に掲載されている写真

2. 構成要素と指定地以外の周辺にある要素

本自生地及びその周辺を構成する要素として、以下のように整理する。

表4-1 本自生地の構成要素(指定地内)

			表 1 本日工心 》	(14/2-013)
	区分	>	指定地右岸側	指定地左岸側
本質的	り価値	を構成	①ヒトツバタゴ(成木)	
する要	要素		②ヒトツバタゴ(幼木)	
本	気象	条件	気候、日照、降水	気候、日照、降水
質				
的	基盤	条件	傾斜、地質、土壌	傾斜、地質、土壌
値				
に開	水分	条件	土壌水分、地下水	土壌水分、地下水、表流水
連				
す	構造	物	③標識、④標柱、⑤境界標(コンクリー	⑤境界標(コンクリート製杭)、⑥境界
本質的価値に関連する要素			ト製杭)、⑥境界標(プラスチック製杭)	標(プラスチック製杭)
素	その	他	落ち葉、切株	落ち葉
そ	植物	植物種	(重要種)カザグルマ、ミズギボウシ等	(重要種)シュンラン、ヤマイワカガ
の				ミ、コバノミツバツツジ等
他の		植生	ネザサ群落、カゼクサーオオバコ群集、	コナラ群落
要素			その他の樹木	
素	動物	哺乳類	(生息種) キツネ、イノシシ 等	(生息種)ノウサギ、イノシシ
		昆虫類	(生息種) カメムシ目、コウチュウ目、	-
			ハチ目等	※非調査
			(重要種)タベサナエ	
	構造	物	⑦柵(金網フェンス)、⑧西洞川、⑨コ	⑧西洞川、⑨コンクリート護岸(西洞
			ンクリート護岸(西洞川)、100U字側溝、	川)、⑪集水桝(コンクリート製)、⑫
			①集水桝(コンクリート製)、②埋設管	橋板 (鋼製)
			(塩化ビニル製)、個解説板、15看板(説	
			明)、⑯柵(竹製)、⑰バリケード(単	
			管パイプ製)、18プレート(注意)	

注)表中の丸数字は図4-2の丸数字と同じ。

表4-2 本自生地の周辺要素(指定地外)

	区分	`	周辺環境
そ	植物	植物種	(重要種) ヒメコウホネ、ヒナノシャクジョウ、ハナノキ等
の		植生	スギ・ヒノキ植林、ネザサ群落、ワラビ群落、オオイヌタデ-オオクサキビ群落
他の			等
の要素	動物	哺乳類	タヌキ、キツネ、イタチ、イノシシ等
素		昆虫類	(生息種) カメムシ目、コウチュウ目、ハチ目等
			(重要種) ヒメタイコウチ等
			⑧西洞川、⑨コンクリート護岸(西洞川)、⑩U字側溝、⑪集水桝(コンクリー)
			ト製)、個解説板、個柵(竹製)、個プレート(注意)、個プレート(案内)、
	構造物		②四両洞池、②コンクリート構造物(西洞池)、②橋板(コンクリート製)、③看
			板(国定公園)、29看板(注意)、29看板(狩猟)、29石垣、20用水路、28赤道、
			②電柱・電線、3D市道

注)表中の丸数字は図4-2の丸数字と同じ。

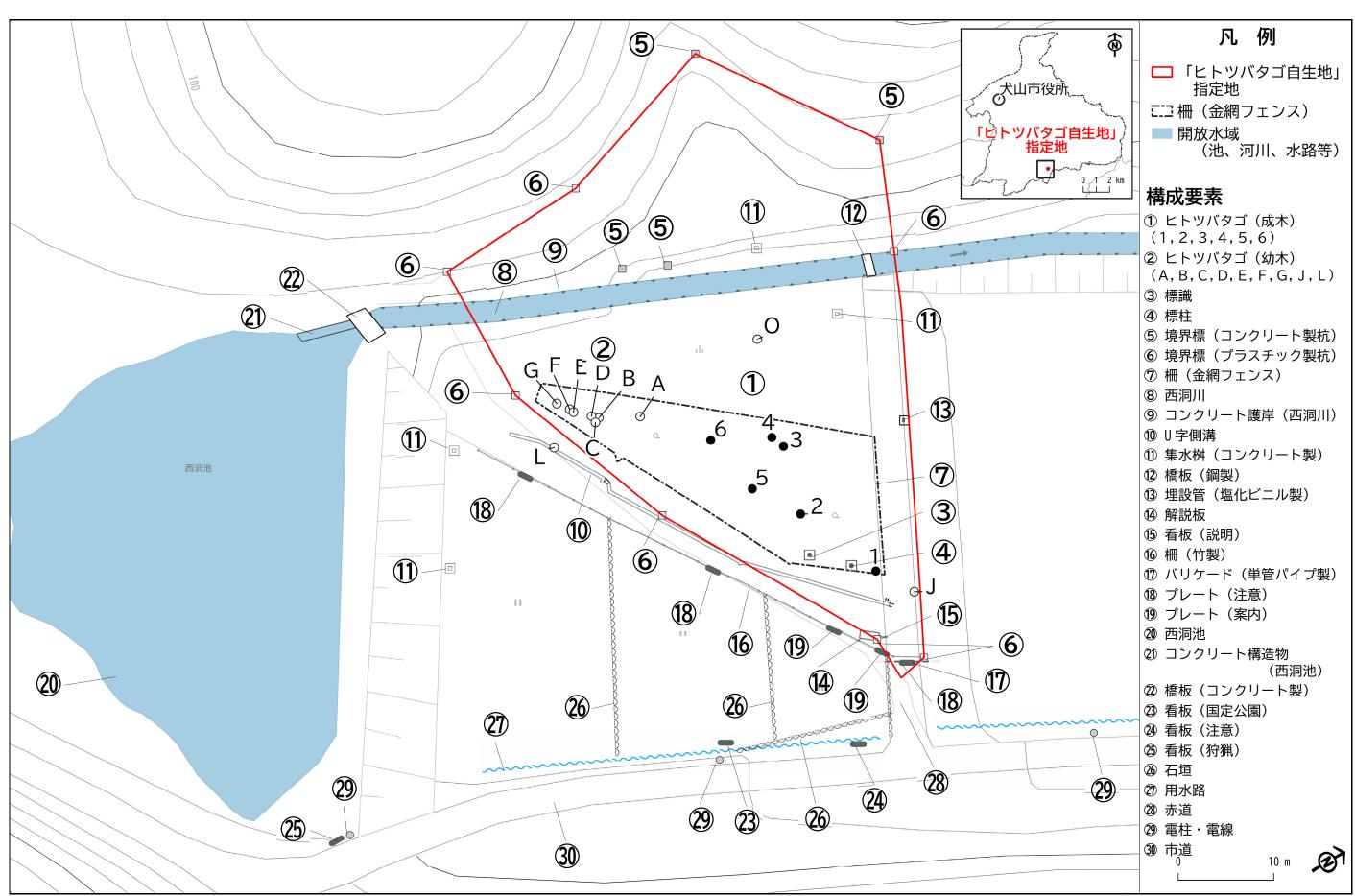


図4-2 本自生地の構成要素(指定地内)及び周辺要素(指定地外)の位置図(令和6(2024)11月12日時点)

① ヒトツバタゴ(成木6本:1~6)



② ヒトツバタゴ (幼木 10 本: ABCDEFGJL0)(幼木 L は指定地外)



③ 標識



写真4-1 本自生地の構成要素(指定地内)(1/6)

注) 丸数字は図4-2の丸数字と同じ。

4 標柱



⑤ 境界標(コンクリート製杭)



⑥ 境界標(プラスチック製杭)



写真4-1 本自生地の構成要素(指定地内)(2/6)

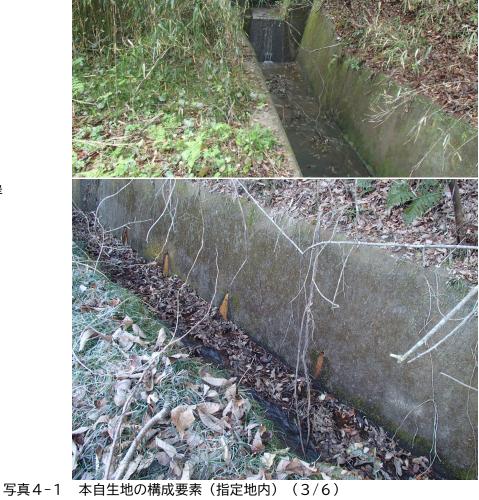
注) 丸数字は図4-2の丸数字と同じ。

⑦ 柵(金網フェンス)



⑧ 西洞川

⑨ コンクリート護岸 (西洞川)



注) 丸数字は図4-2の丸数字と同じ。

10 U字側溝



① 集水桝 (コンクリート製)



12) 橋板(鋼製)



写真4-1 本自生地の構成要素(指定地内)(4/6)

注) 丸数字は図4-2の丸数字と同じ。

③ 埋設管(塩化ビニル製)



14 解説板



⑤ 看板(説明)



写真4-1 本自生地の構成要素(指定地内)(5/6)

注) 丸数字は図4-2の丸数字と同じ。

16 柵 (竹製)



① バリケード(単管パイプ製)



18 プレート (注意)



写真4-1 本自生地の構成要素(指定地内)(6/6)

注) 丸数字は図4-2の丸数字と同じ。

19 プレート (案内)



20 西洞池



② コンクリート構造物 (西洞池)



写真4-2 本自生地の周辺要素(指定地外)(1/4)※指定地内と重複する要素は除く 注)丸数字は図4-2の丸数字と同じ。

② 橋板(コンクリート製)



② 看板(国定公園)

② 看板 (注意)



写真4-2 本自生地の周辺要素(指定地外)(2/4)※指定地内と重複する要素は除く 注)丸数字は図4-2の丸数字と同じ。

② 看板 (狩猟)

26 石垣



② 用水路



写真 4-2 本自生地の周辺要素(指定地外)(3/4)※指定地内と重複する要素は除く 注)丸数字は図4-2の丸数字と同じ。

28 赤道



② 電柱・電線



30 市道



写真4-2 本自生地の周辺要素(指定地外)(4/4)※指定地内と重複する要素は除く注)丸数字は図4-2の丸数字と同じ。

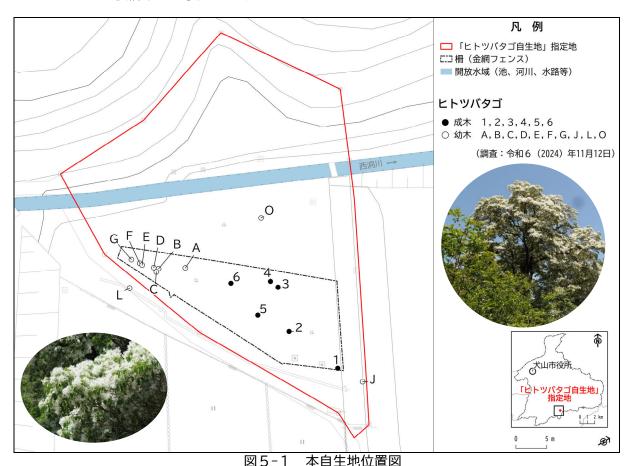
第5章 犬山市ヒトツバタゴ自生地の現状と課題

1. 保存の現状と課題

(1) 犬山市ヒトツバタゴ自生地の主体(個体)に関する現状と課題

【管理対象】

- [現状]・令和6(2024)年11月時点において、指定地内には成木6本、幼木9本が生育している。また、指定地外に幼木1本が生育している。
 - ・成木6本は指定地内に生育している。樹高は10mから17mで、樹冠の広がりや 枝の伸長量等が異なる。
 - ・指定地内の樹高3m前後の幼木7本は、令和3 (2021) 年に枯死した成木の北東側に近接して生育している。
 - ・指定地内の樹高 1 m 前後の幼木 2 本は、周辺に草本類が繁茂しているため、これらの確認には注意が必要である。
- [課題]・管理対象は、生育するヒトツバタゴ(指定地内:成木6本及び幼木9本、指定地外:幼木1本)とする。今後も新たな幼木が発見された場合は、管理対象に加え、ヒトツバタゴの保護・育成を図る必要がある。
 - ・現在のヒトツバタゴの個体位置や樹冠の広がりを考慮しつつ、長期的視野に立 ち、自然更新の維持を目指していくためには、管理対象範囲や対象個体数等を 検討する必要がある。



【ヒトツバタゴの管理手法】

- [現状] ・指定地のうち、主に金網フェンス内の個体の管理として、樹勢維持増進処置、 病気や害虫の予防・措置、その他維持のために必要な事項を行っている。
- [課題]・指定地のうち、現在ヒトツバタゴが生育している西洞川右岸側においては、ヒトツバタゴの成木及び幼木を一体的に保存管理していく必要がある。指定地全体の管理を行っていくためには、現状と将来の生育状況を見据えて、具体的な作業内容を含む保存管理手法のルールづくりを検討する必要がある。

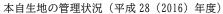
【ヒトツバタゴのモニタリング】

- [現状]・指定地内の成木6本、幼木9本及び指定地外の幼木1本について、開花・結実 状況、樹勢確認、樹高、胸高周囲の測定等を行っている。
- [課題] ・自生地の管理を行っていくため、定期的に指定地内外の成木及び幼木の生育状況をモニタリングしていく必要がある。

【自生地保全のリスク管理】

- [現状]・指定地内に生育する成木6本のうち、4本は雄株で、2本は種子をつけることができる両生株である。
 - ・指定地の近傍には、ヒトツバタゴ栽培地が存在する。
- [課題]・指定地で自然更新が継続して行われていくためには、種子をつけることができ る両生株と、他家受粉を供給する雄株及び自生地を将来へと引き継ぐ新たな個 体の存在が必要となる。
 - ・今後、自生地内で自然更新が難しいと判断された場合には、活用地及び管理地 等隣接地域も含めた生育環境の整備・改善を検討しながら、種の保存に取り組 む必要がある。







ヒトツバタゴ実生更新の調査(令和元(2019)年度)

写真5-1 本自生地の現況

(2) 犬山市ヒトツバタゴ自生地の主体(自生地)に関する現状と課題

【自生地の管理手法】

- [現状]・金網フェンス内については、草本類のササ類等を手作業で刈り取っている。
 - ・金網フェンス外については、ほぼすべての草本類及び木本類について、年3回 の除去(草刈)を行っている。
 - ・指定地を縦断する西洞川は、三面張りの砂防河川であり、左岸側(西側)から の浅い地下水供給は分断されている。指定地の地下水は西洞川へ流出してい る。
 - ・指定地のU字溝は、西洞池堰堤の水路と連結しているが、出水時以外には流水 はない。
- [課題]・自生地の維持管理を行っていく上で、生育基盤(水分環境、光環境)の管理について、検討する必要がある。管理が必要な場合はその条件、方法及び範囲等を検討する必要がある。
 - ・ヒトツバタゴへの日照及び新たな幼木が生育できる環境を維持する。指定地全体の植生管理を継続するとともに、木本類についても、除去の必要性について 検討する必要がある。
 - ・ヒトツバタゴ成木、幼木及び希少種の保護が必要である。
 - ・水分環境について、現状では特別な管理実績がないが、今後、ため池の改修等 により変化が予想される場合は、その内容について検討する必要がある。

【自生地のモニタリング】

[現状] ・水分環境は、土壌水分の定期診断を実施している。

- ・地下水の供給は、周辺の水路状況から、主に西洞川上流側(堰堤側)から流動 しているものと推定される。
- ・地下水位は指定地南端で約-2.0m、中央で約-1.0m、北端ではグライ土壌の分布から約-0.5mよりも浅く、北側の一部には水溜まり箇所がある。
- ・土壌分析によると、金網フェンス内は酸性土壌であり、塩類濃度が極めて低 く、有機物量は少ない。
- [課題] ・定期的な生育環境のモニタリングを継続するため、項目及び手法を検討する必要がある。

(3) 指定地及び周辺に生育・生息するヒトツバタゴ以外の動植物に関する現状と課題

【指定地内の動植物の管理手法】

[現状] ・希少種が生育しており、個体の保全を実施している。

- ・ヒトツバタゴの開花期に誘引される昆虫類の確認は少なく、顕著な受粉の媒介 や花の利用は確認されていない。
- ・カミキリムシによる食害等の被害が発生していたことから、幹部への防除作業 が実施されている。ただし、現地調査では、ヒトツバタゴの葉や花に目立った

食害はなく、大きな影響を与える害虫は特に確認されていない。

- ・令和3 (2021) 年度に枯死したとされる最南端の個体について、樹勢の衰退によりシロアリの発生が確認されている。
- ・自生地付近では、イノシシの出現が確認されたが、金網フェンスの存在によって、指定地における食害や掘り返しは発生していない。なお、北側の水田跡地では掘り返しがみられる。
- [課題] ・指定地に生育・生息する動植物を保全していくためには、保全対象の基準や手 法等のルールづくりを検討する必要がある。
 - ・保全対象については、予めヒトツバタゴとの関係性(有害性等)を整理してお く必要がある。
 - ・哺乳類等による自生地への影響を今後も回避するため、指定地 (西洞川右岸側) については、広い範囲の防護柵の設置について検討する必要がある。



個体番号7における食害等の被害(令和2(2020)年度)

本自生地(令和2(2020)年度)

写真5-2 本自生地の現況

【周辺環境の維持】

- [現状] ・本自生地及び周辺には、ヒトツバタゴ自生地以外にヒメコウホネ群落等の重要 な植物群落等が確認されている。
 - ・現地調査では、西洞池及び周辺の湿生地、斜面林等で重要な植物 18 種(絶滅 危惧種 5 種)及び重要な動物 5 種が確認されている。絶滅危惧種の 5 種は、東 海丘陵要素をはじめとする地域を特徴づける動植物である。
- [課題] ・自生地の維持管理上の観点から、将来的な環境保全の必要性を検討する必要がある。
 - ・自生地にふさわしい環境維持のため、周辺地権者の土地利用の動向を把握する 必要がある。

2. 活用の現状と課題

【活用状況】

- 〔現状〕・令和5(2023)年度のヒトツバタゴの開花時期には多い日で1日300名以上、 1週間で約1,500名の見学者が訪れている。
 - ・池野小学校ではヒトツバタゴについての学習、開花期の自生地見学が実施されている。
 - ・自生地の見学ポイントとして、水田跡地の活用地のほか、本宮山へのハイキン グコースも活用されている。
 - ・周辺には入鹿池、尾張冨士の石上げ祭等、歴史文化資源が多く存在している。
- [課題] ・環境学習の場としての活用は、近隣の学校に限定されており、市民の学びの場としての活用方法をさらに検討する必要がある。
 - ・周辺施設と関連させた活用について、検討する必要がある。

【施設・設備】

- [現状]・見学等の活用は、ほぼ開花期に限定されることから、開花期の1ヵ月間のみ立 入防止柵(竹柵)で仕切られた活用地を見学用に整備し、仮設駐車場を設け、 指定地までの導線に案内標識を設置している。また、近隣の池野老人憩の家で 開花期のみトイレ利用の臨時対応を行っている。
 - ・看板や立入防止柵は古く、経年劣化も見受けられる。
 - ・現地にある看板では、ヒトツバタゴに関する情報量が限られている。
- [課題]・開花期に限定した施設の設置について、利用状況を鑑み今後も継続していくかどうかを検討する必要がある。
 - ・見学時の立入場所では、現状の改善事項について検討する必要がある。
 - ・本自生地に関する説明用看板、立入防止柵(竹柵)、注意喚起看板について は、古い設備のため改善する必要がある。
 - ・本自生地の環境や価値を学ぶ環境づくりを行うとともに、ヒトツバタゴの調査 研究を進め、開花期の見学以外にも活用の場を広げていく必要がある。
 - ・これまでの活用は現地の見学が中心であったが、開花期に限らず多くの情報が 得られるように、二次元コード等情報の電子化も検討する必要がある。
 - ・活用に係るルールづくりを検討する必要がある。

【情報発信】

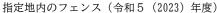
- [現状] ・本自生地の情報発信は、犬山市ホームページで、4月下旬から5月中旬の開花期に開花情報を掲載している。
 - ・新聞の地方版に開花ニュースが掲載される。
- [課題] ・啓発手法(看板、犬山市ホームページ)を拡充することを検討する必要がある。

3. 整備の現状と課題

【施設・設備】

- [現状]・[金網フェンス] 指定地内に金網フェンスが設置されており、外部からの遮断効果がある。ただし、景観上の観点では、見学者から改善の意見が寄せられている。また、本自生地付近では、イノシシの頻繁な出現が確認されたが、金網フェンスの存在によって、指定地における食害や掘り返しは発生していない。なお、北側の水田跡地では掘り返しがみられる。
 - ・[標識] 指定地内の金網フェンスより内側に天然記念物の指定を示す標識が設置されている。
 - ・[竹柵] 見学者の立入制限として、赤道沿いに竹柵が設置されており、天然記 念物の保全が図られている。
 - ・[説明板] 竹柵沿いにヒトツバタゴの指定状況と生態を紹介した説明板が設置されている。
 - ・[注意看板] 竹柵沿いにヒトツバタゴの保全を求める看板が設置されている。
- [課題] ・景観保全上及び自生地全体の保全上の観点から、金網フェンス、説明板、看板 の設置場所等について検討していく必要がある。
 - ・今後も保存活用を図っていくため、指定地の周囲に立入制限を設ける必要があ る。
 - ・保護柵及び注意喚起看板等の内容は、注意行為の記載等活用目的に沿って改善 を検討する。







本自生地の竹柵と説明板等(令和5(2023)年度)

写真5-3 本自生地の現況

4. 運営・体制の整備の現状と課題

【運営・体制】

- [現状] ・犬山市から市内の事業者に、除草業務や樹木消毒業務等の管理業務を委託して いる。
 - ・有識者の指導のもと、自生地の保全管理を実施している。
- [課題] ・自生地の保全管理上、常に事業内容の調整が必要となることから、専門的視野 で管理運営するための人材の確保が必要である。
 - ・今後、保全活用を推進するためには、各事業における迅速に対応できるような 組織体制のさらなる強化が必要である。

【他の主体との連携】

- [現状]・犬山市には犬山歴史文化ぷらっとフォームという、文化財をはじめとする歴史 文化資源の所有者、保存または研究に取り組む団体、歴史文化資源を紹介する 観光ボランティア等の各主体の連携が図られる仕組みが存在する。
 - ・名古屋経済大学や尾張北部生態系ネットワーク協議会活動との関連、犬山里山 学センターにおける環境学習、調査研究等、ヒトツバタゴ自生地に関する研究 等を行う機関が存在する。
- 〔課題〕・犬山歴史文化ぷらっとフォームを活用し、他の文化財とヒトツバタゴ自生地を繋ぐ取組を検討する必要がある。
 - ・周辺施設等を活用した普及啓発、学習の場として更なる活用の連携を検討する 必要がある。
 - ・自生地及び周辺の管理者、関連団体、市庁内関係部局、研究・学校教育機関、 有識者等関係者の協力体制を構築する必要がある。
 - ・より多くの小学校、中学校の環境学習の場として活用できるよう、関係団体と 連携を深める必要がある。

【周辺設備の維持】

- 〔現状〕・ため池は犬山市により管理されている。
 - ・自生地の近傍を通過して本宮山まで通じる未舗装路(犬山市道)があり、電柱・電線が設置されている。
- [課題]・法令等の規制、現状の維持管理状況及び本自生地との関連性について確認する 必要がある。特に、指定地に隣接する西洞池と堰堤、市道等については、維持 管理の行為において注意が必要である。
 - ・重要な植物が確認されている西洞池と西洞上池について、ため池の管理者(犬山市)と関係者間での情報共有及び保全の連携体制を図る必要がある。

第6章 大綱・基本方針

1. 大綱

本自生地は、学術的な価値にとどまらず、地域の、そして市民による保全活動のシンボルとして、これまで大きな価値を示してきた。しかしながら、地球温暖化による自然環境の変化や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症拡大に起因する地域コミュニティの希薄化等、ヒトツバタゴ自生地を取り巻く環境は大きく変わりつつある。

そのような中で、1世紀以上にわたる活動により守られてきた本自生地を次の世代につなぐ ためには、これまでの保存・保全の取組及び技術をさらに高めながら、文化財保護の大切さを 多くの人々に伝え、理解を促進していくことが重要である。

地域・風土を育んできた先人に思いを馳せ、歴史や文化を継承しながらその価値を広め、経済的な付加価値を創出し、自生地を点ではなく、犬山エリアという面で捉え、自然との共生を相互に意識して取り組むことで、「社会面」、「経済面」、「環境面」での好循環を生み出し、持続可能な形で保存活用のための活動を発展させていくことが可能となる。

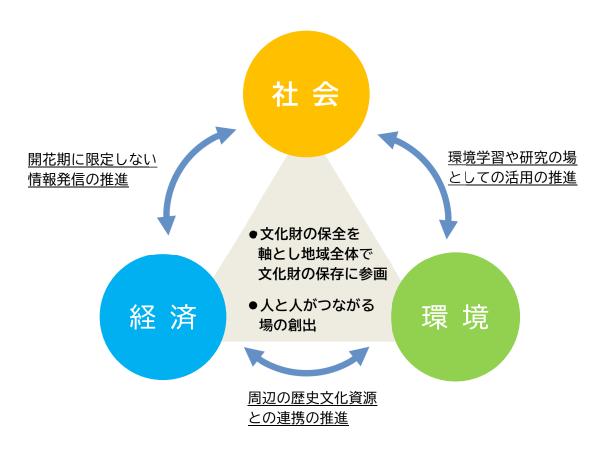


図6-1 本自生地の保存活用のための活動イメージ

2. 保存活用の基本方針

大綱の実現のため、本計画の基本方針を以下のとおり定める。

基本方針①

調査研究に基づき、本自生地の本質的価値を損なわないよう、ヒトツバタゴの自生個体及び 自生地の環境を適切な状態で保存管理する。

基本方針②

本自生地を活用した学校教育や生涯学習を通じて、天然記念物としての本質的価値を普及・ 啓発・情報発信し、本自生地への理解を深める。

基本方針③

本自生地を守り、後世に確実に継承する「保存のための整備」及び本自生地が市民や見学者の集いの場、交流の場、憩いの場となるような「活用のための整備」を計画的に進める。

基本方針④

本自生地の保存、活用及び整備を着実に推進するため、市民や地域の活動団体、有識者、学校、研究機関、庁内関係部署など多様な主体との協働・連携体制を構築する。



来訪者の様子(令和5(2023)年5月2日)

来訪者の様子(令和5(2023)年5月2日)

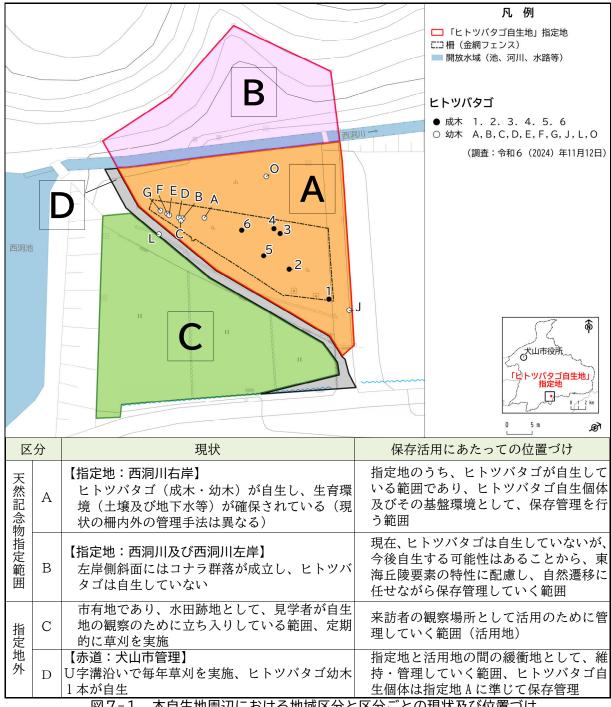
写真6-1 開花期における活用の現状

第7章 保存管理の方向性と方法

1. 保存活用にあたっての地域区分の設定

自生地として指定されている範囲の保存を行いつつ、自生環境の保護と活用のためには自生 地の周辺地域を含めた取組が必要となる。指定地に隣接する市有地を含め地域区分し、区分ご とに保存や活用にあたっての位置づけを明確にして、取組を進める。

自生地及びその周辺における地域区分と地域区分ごとの現状及び保存活用の位置づけについ て図7-1に示す。



本自生地周辺における地域区分と区分ごとの現状及び位置づけ 図7-1

2. 保存管理の方向性

本自生地は、天然記念物として指定されて以降、保存のために必要な様々な措置が行われて きた。平成22(2010)年度以降は、継続したモニタリング調査を実施している。

一部の個体の枯死等は生じてきたものの、現在も大きな成木が複数生育し、毎年きれいな花 を咲かせている。また、枯死木の周囲では幼木が複数生育しており、自然更新が進んでいる状 況にある。

ヒトツバタゴ自生地として、実生更新による自生個体の保存管理を進める。ヒトツバタゴは 雄性両性異株であり、雄株と両性株の発生割合はほぼ1対1で、主に他殖による繁殖と考えら れる。そのため、現在の成木は6本(両性株2本・雄株4本)であるが、過年度の記録に基づ き、幼木の成長を期待しつつ、指定地の成木を維持することを目安とする。

これまでの生育状況の推移や保存管理のための取組の経過を踏まえ、今後も本自生地において、ヒトツバタゴの自生個体が健全に生育し、自然更新が継続されていくための保存管理の方向性について、以下のように定める。

(1) 自生地のモニタリング

- ・ヒトツバタゴ自生地として、実生更新による自生個体の保存管理を適切に進めていくため の基礎情報を取得するため、ヒトツバタゴの成木及び幼木の生育状況や生育環境について、 ヒトツバタゴの生活史に合わせたモニタリングを実施する。
- ・ヒトツバタゴの自生個体の生育状況として、個体の計測、新たな幼木の確認、個体の樹勢 診断を行う。
- ・ヒトツバタゴの生育環境として、湧水の状況、湿生植物等の生育状況、希少植物の生育状況、外来植物の生育状況、中・大型哺乳類の侵入状況、日照の状況の確認を行う。

(2) 自生個体の管理

- ・現存する指定地内のヒトツバタゴ成木6本、幼木9本、指定地外の幼木1本、及び今後発生する個体について、指定地内外の自生個体を健全に維持し、指定地全体を保存管理する 観点で、モニタリング結果を踏まえながら、自生個体に関する必要な処置を行う。
- ・モニタリングにより成木に生育阻害等の症状が確認された場合、成木の管理として、枯れ 枝の除去・枯死部の傷跡処理、枯損木の伐採、根系発達促進処理、幹下部の食害防除処置、 枯死部へのシロアリ侵入防止処置を行う。
- ・ヒトツバタゴの自然更新を下支えする作業として、幼木を識別して保護する。
- ・モニタリングにより幼木の生育環境が劣悪で生育阻害の可能性が確認された場合は、それ らの保護策の検討を行う。

(3) 生育環境の整備

- ・ヒトツバタゴの自生個体を健全に維持し、指定地全体を保存管理する観点で、モニタリン グ結果を踏まえながら、生育環境に関する必要な処置を行う。
- ・モニタリングにより自生個体の生育に悪影響を及ぼしていることが確認された場合、生育環境の整備として、支障植物等の管理、希少植物の保護、外来植物の除去、水脈改善処理、 獣害対策を行う。

(4)遺伝資源としての保存

- ・ヒトツバタゴは、日本では対馬と東濃地域に隔離分布しており、遺伝的にも異なることが知られている。そのため、本地域に自生するヒトツバタゴの遺伝的な特性にも留意して保存管理する。
- ・本自生地のヒトツバタゴの遺伝資源の保存にあたり、指定地内における自然更新による保存が困難と判断された場合には、活用地を利用した試験的な栽培を検討するなど、自生地に生育するヒトツバタゴの遺伝資源としての保存を図る。

(5) 自生地周辺の環境・景観の保全

・ヒトツバタゴは、東海丘陵要素を代表する植物群の一つであり、また、飛騨木曽川国定公園として指定された自然豊かな場所に位置している自生地として、周辺の環境と景観を保全し、一体となった保存管理を行う。

3. 保存管理の方法

ヒトツバタゴの自生個体及び自生地の環境を適切な状態で保存管理するため、以下の対策を実施する。

保存管理を進めるにあたり、年間の管理ごよみを作成するとともに、日常の管理を記録として残す。

なお、ヒトツバタゴの生育状況や自生地の環境を継続して確実にモニタリングするため、市 民等でも調査が行えるようなモニタリング内容のマニュアルを作成する。

これらのヒトツバタゴの保存管理に関する経過や自生個体の情報などをデータベース化し、 今後の保存管理に活用する。

なお、保存管理の取り組みについては、現在、ヒトツバタゴが自生している西洞川右岸側の 指定地内(地域区分 A)を中心とするが、それ以外の地域にてヒトツバタゴの自生個体が確認 された場合は自生個体及びその生育環境について、状況に応じて対応を検討する。

ヒトッパタゴの生活史に合わせた **1. モニタリング**

〔生育個体〕

- ・ 個体の計測
- ・個体の樹勢診断 成木 幼木

[牛育環境]

- ・希少植物の生育状況
- ・外来植物の生育状況
- ・日照の状況
- ・ 湧水の状況
- ・湿性植物等の生育状況
- ・中大型哺乳類の侵入状況

自生個体の樹勢に 何らかの異常等が 確認された場合

幼木の生育促進 のため、 個体・環境を管理

自生地の生育環境 に異常が確認された 場合

自生地における 自然更新が難しいと 判断された場合

ヒトツバタゴの

2. 個体の管理

- ·幹枯死部、傷跡処置
- ・枯損木の伐採、枯れ枝の除去
- ·根系発達促進
- ·幹株の食害防除処置
- ・枯死部のシロアリ侵入防止
- ・幼木の保護措置

ヒトツバタゴの

3. 生育環境の整備

- ・支障植物等の管理
- ·水脈、土壌改善処理
- ・獣害対策・

ヒトツバタゴの

4. 遺伝資源としての保存

- ・遺伝子の調査研究
- ・種の保存のための試験栽培

自生地周辺の

5. 自然環境の維持

・周辺環境の総合的な監視・調整



・指定地周辺における開発行為、樹木伐採 行為等、環境や景観へ影響を及ぼす恐れ のある行為があった場合に対応

図7-2 保存管理のフロー

(1) 自生地のモニタリング

① 自生個体の生育状況

指定地及び活用地においてヒトツバタゴの生育個体を確認するとともに、健全性のモニタリングを行う。

モニタリングは、ヒトツバタゴの生活史に合わせて行い、その内容、時期及び方法等は以下 に示すとおりとする。

現存する個体(指定地内の成木6本及び幼木9本、指定地外の幼木1本)はリスト化するとともに、モニタリング結果を個体カルテに記録する。また、毎年4~5月時に確認した新たな個体も随時このリストに加えるとともに、後述する処置等必要な対策を講じ、保護育成を図る。幼木については、成長に伴い開花がみられた時点で、できる限りすみやかに雌雄性の確認を行い、自生地内全体の雌雄個体数を把握する。

なお、モニタリングにおいて生育状況に異常を確認した場合は、有識者の助言を得ながら、 すみやかに後述する処置等必要な対策を講じる。

表7-1 自生地のモニタリング(自生個体の生育状況)の方法

	表 '/ - 1 目	生地のモニタリフク	(目生個体の生育状況)の方法	
実施項目	必要性	実施時期	方法	対象地
個体の計測	個体の成長の様子を継続して確 認するため	8月(成長旺盛期) (年1回)	・自生個体(成木、幼木)を確認 し、樹高、胸高周囲等を計測す る。あわせて個体写真を撮影す る。	管理地
	新たに発芽した 幼木がないかを 確認するため	4~5月(展葉期) (年1回)	・指定地及び指定地周辺を踏査 し、新たな個体が発芽していな いかを確認する。確認した場合 には、位置の記録、個体写真の 撮影とともに、マーキングを行 う。	活用地〔C〕 管理地〔D〕
		4~5月 (展葉期・開花期)、 8月(成長旺盛期)、 10月 (夏期の影響期)、 11~12月 (結実期・入冬期)、 3月(冬芽期) (年5回)	断を行う。 ・診断する項目は、短枝発生の状 況、展葉・着花・結実状況、キ ノコの有無、樹皮や枝の枯損・	管理地 ※指定地周辺 にも自生個体 が存在する場 合には合わせ

② 生育環境

指定地及び活用地においてヒトツバタゴが生育し天然更新できる環境を維持できるよう、生育環境の健全性についてモニタリングを行う。

モニタリングは、ヒトツバタゴの生活史を通じて行い、その内容及び時期、方法等は以下に 示す。

表7-2 自生地のモニタリング(生育環境)の方法

実施項目	必要性	実施時期	方法	対象地
	自生地の生育環 境に異常がない		・湧水地点、湧水状況を確認し、 過年度の事例を参考に、指定地 内の北側約半分で土壌の湿地 状態が維持されていることを 目安とし、季節変動を超えるよ うな湿地状態の異変が無いか	指定地〔A·B〕
	自生地の生育環境に異常がないかを確認するため		・湿生植物等を確認し、過年度の 事例を参考に、指定地の植物の 生育が維持され、異変が無いか を確認する。	
希少植物の 生育状況	ヒトツバタゴと 同所的に生育す る希少な植物を 保全していくた め	上記と同時期	・希少植物を確認し、過年度の事例を参考に、指定地の希少植物の生育が維持され、異変が無いかを確認する。	
	自生地の植生に 悪影響を与える 可能性があ生育る 来植物の生育に ついて確認する ため		・外来植物を確認し、指定地の生 育環境が維持され、異変が無い かを確認する。	
		か、被害有無は月	・中・大型哺乳類の侵入の痕跡を 足跡や糞等、自生個体への被害 有無により確認する。 ・指定地の地表及びヒトツバタゴ の根回りと樹幹部の個体写真 を撮影する。	活用地〔C〕 管理地〔D〕
日照の状況	幼木発生の生育 環境として日照 に問題がないか を確認するため	上記と同時期 ※詳細な調査は必 要に応じて実施	・幼木の生育場所として日照を遮る要素がないか、低茎草本が維持されているか、他種の侵入状況等を目安に確認する。 ・詳細な確認が必要と判断された場合には、過年度の事例等を参考に調査を実施する。	※指定地周辺 にも自生個体 が存在する場 合には合わせ

(2) 個体の管理

① 成木の管理

指定地でヒトツバタゴの成木管理を進める。以下に示す管理方法は、モニタリングにより、 ヒトツバタゴの生育に異変又は悪影響が生じていると判断された場合に、生態系に影響のない 成分の薬剤を用いるなど、有識者の助言を得ながら実施する。

表 7-3 個体の管理(成木の管理)の方法

<i>→+</i>		中华中田		
実施項目	必要性	実施時期	方法	対象地
	進行や幹の空洞 化による樹勢衰 退を防ぐため	※被害の発生が確認された場合(植物や菌類の活性が低い時期)	枝は、切除する。枝の切除部、 幹の枯死部や傷跡については、 薬剤の使用等により持続的な 処置を行う。 ・使用薬剤の実績:強浸透性で形 成層に無害なプレポリマーで あるイソシアネート(酢酸エス テル主成分)、菌類が活動期に 入る前の4月。必要箇所塗布。	※指定地周辺 にも生生の を を を を を を と を と を と を と た と た と た た た た
採、枯れ枝 の除去、蜂 の巣の除去	見学者への被害 発生を防ぐため	窓依書の発生が確認された場合	被害の発生が想定された場合 に伐採し、すみやかに除去す る。	
根系発達促進	自生個体の樹勢 回復のため	必要に応じて4月に 実施 ※被害の発生が確 認された場合(根が 活動時に入る前)	果がある薬剤の使用等により	上記と同じ
害防除処置	を損なう可能性がある事象を取り除くため	※被害の発生が確認された場合	樹幹に浸透させ薬剤の使用等により持続的な処置を行う。 ・使用薬剤の実績:木材(ウェスタン・レッドシーダー)からの抽出成分(ツヤ酸化合物)と青森ヒバの抽出成分(ヒノキチオール)の混合液を塗布。	上記と同じ
ロアリ侵入	を損から可能性	必要に応じて随時実施 ※被害の発生が確 認された場合	新には 強い抑止効果がある薬	

② 幼木の管理

指定地内でヒトツバタゴの幼木の管理を進める。以下に示す管理方法は、モニタリングの確認状況により、保護・育成を目的に実施する。

表7-4 個体の管理(幼木の管理)の方法

実施項目	必要性	実施時期	方法	対象地
幼木の保護 措置	自然更新の下支 えとして、幼木を 識別し、保護する ため	4~5月(展葉期) ※支障植物等の管理を行う前に確実に実施	防止するため、支柱付きの防獣	管理地 ※指定地周辺

(3) 生育環境の整備

指定地内のヒトツバタゴの自然更新を促すため、土壌の乾燥や日照阻害等を防止し、生育環境の継続的な整備を進める。以下に示す整備方法は、モニタリングにより、ヒトツバタゴの生育に悪影響が生じていると判断された場合に、有識者の助言を得ながら実施する。

表 7-5 生育環境の整備の方法

	表 7-5 生育境児の登傭の方法											
実施項目	必要性	実施時期	方法	対象地								
支障植物等の管理	個体の生育に適した日照等を確保するため	4月、7月、11月 (年3回以上) ※外来植物は、種子 散布等を踏まえた 分布拡 で で で で が の で が の で が の で が の で の で が の で が の で が の で が の で の で	 ・指定地全体に対して、次とのでは、対とした目標を目標を行うの除去を行うの除去を個体のでは、4月は新たな個して、2年間のでは、4月は新たな個がでは、4月は新たな個がでは、4月は新たな地では、4月は新たな地では、4月は新たなががでは、4月は新たなががでは、4月は新たなががでは、4月は新たなががでは、4月は、4月は、4月には、4月には、4月には、4月には、4月には、4月には、	※指も存に施 地間の は は は は は は は は は は た に 施								
	個体の生育に適 した土壌水分等 を確保するため	随時 ※土壌の乾燥化等 が確認された場 合										
獣害対策	中・大型哺乳類による被害を防止するため	随時 ※被害の発生が想 定された場合	・モニタリングにより、個体への 食害や地表の攪乱等の発生が 確認された時点で、すみやかに 指定地全体を囲う電気柵又は 各個体の保護柵、防獣ネット等 の追加対策について検討し、対 応をはかる。	活用地〔C〕 管理地〔D〕								

(4)遺伝資源としての保存

指定地内に現存する成木6本(両性株2本・雄株4本)及び幼木9本、指定地外幼木1本の個体数が今後増加し、また指定地全体に生育が広がることにより、遺伝資源を保存する。

今後、個体数の減少等により自生地内での自然更新が難しいと判断された場合には、自生個体の種子を採取し、活用地及び管理地など隣接地域も含めた生育環境の整備・改善を実施しながら、試験栽培の実施等種の保存のための方策について検討する。

また、遺伝子の調査研究については、研究機関の協力を得ながら、本自生地の個体と自生地 周辺に生育している個体についての遺伝情報を得る等、地域遺伝子としての保存の考え方を検 討し、その後の保存方法に活かしていく。

(5) 自然環境の維持

指定地及び周辺には、西洞池や砂防河川の西洞川がある一方で、飛騨木曽川国定公園に指定され、豊かな自然環境が維持されている。したがって、今後もヒトツバタゴ自生地の保存管理にあたり、周辺地域における開発等の人為的な活動や、森林及び池・河川の保全状況に注視し、周辺環境の総合的な監視を行う。

仮に、何らかの情報が得られた場合は、関係者及び必要に応じて有識者との連絡・調整を図り、極力ヒトツバタゴの自生地周辺の現状を維持することを目的とし、周辺の環境と景観を保全し一体となった保存管理に向けて対応する。

4. 現状変更等の取り扱い方針および取り扱い基準

4.1 現状変更等の取り扱い方針

(1)制度の概要

文化財保護法(以下、「法」という。)第 125 条の規定により、天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、現状変更については「維持の措置」、「非常災害のために必要な措置を執る場合」、保存に影響を及ぼす行為については「文化財への影響が軽微である場合」を除いて文化庁長官の許可を受けることが義務付けられている。

現状変更とは、天然記念物の指定地において物理的作為的に現状に変更を加える行為を指し、 保存に影響を及ぼす行為とは、物理的に文化財の現状を変更するものではないが将来にわたり 支障をきたす行為を指す。

保存に影響を及ぼす行為かどうかは、案件ごとに事前に犬山市教育委員会と協議を行い、必要に応じて、愛知県及び文化庁と調整のうえ、申請を行い進めることとする。

なお、法第 184 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、現状変更等のうち軽微なものについては都道府県・市の教育委員会に権限が委譲され、その範囲が文化財保護法施行令(以下、「令」という。)第 5 条第 4 項第 1 号に示されている。権限移譲された現状変更等の取扱基準は、令第 5 条 4 項第 1 号イからルまで並びに第 6 条第 2 項第 1 号イ及び口に掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準(以下、「事務処理基準」という。)に定められている。

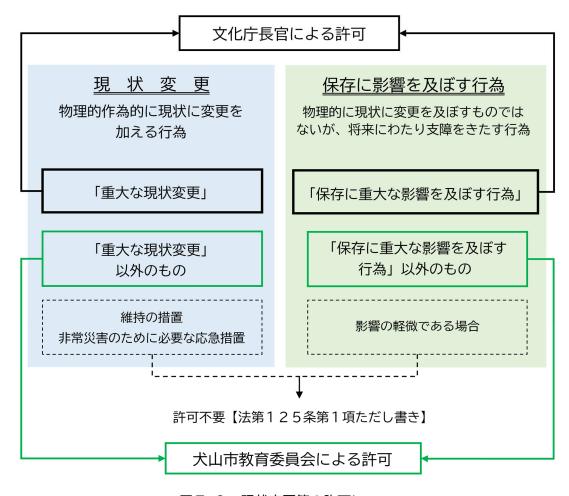


図7-3 現状変更等の許可について

(2) 現状変更等を許可できない場合

事務処理基準により、以下の場合は現状変更等の許可ができないこととされている。

- ア 天然記念物の適切な保存活用のために策定された「保存活用計画(本計画)」に定められた保存(保存管理)の基準に反する場合
- イ 天然記念物の滅失、き損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合
- ウ 天然記念物の価値を著しく減じるおそれがある場合
- エ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(3) 現状変更等の許可が不要な行為

法第 125 条ただし書きにより、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微である場合は、現状変更等の許可が不要とされている。現状変更については、「維持の措置」の範囲については、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(以下、「規則」という。)第4条に次のように定められている。

- ア 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響 を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後におい て現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復すると き。
- イ 史跡、名勝または天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は 衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき。
- ウ 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不 可能である場合において、当該部分を撤去するとき。

ただし、き損が生じた場合には、法第 118 条及び第 120 条の規定により準用する法第 33 条の規定よるき損届、き損箇所の復旧を行う場合は法第 127 条による復旧届を文化庁長官に提出する必要がある。

(4) 現状変更等の許可の特例(事後の届出)

指定範囲内で行う現状変更等については、その都度、文化庁長官の許可が必要であることが原則である。しかしながら、国の認定を受けた保存活用計画に記載された行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、許可を事後の届出とする等、手続きを弾力化することができる。(法 129 条 4)

本計画ではこの特例を適用し、表 7-6 に示す行為は、従来より日常的に行われ、かつ本質的価値に与える影響が軽微なものであり、実施主体が特定されていることから、都度許可申請を不要とし、事後の届出を提出するものとする。

4.2 現状変更等に関する取扱基準

ヒトツバタゴ自生地における保存管理の現状と課題を踏まえ、天然記念物の構成要素を保存 管理する観点から、指定地における取扱基準を以下のように定める。なお、指定地外における 取扱基準は指定地Bに準ずる。

表7-6 現状変更等の許可の特例に該当する行為(1/3)

	衣 / - 0 現状変更等の計可の特別に該当りる行為(1/3)										
対象	マ・対象範囲	目的	実施 主体	行為の内容	天然記念物に 及ぼす影響	方法	必要性	頻度	実施期間		
ヒトツバタゴ・ユ	枯死部、傷跡 〔指定地 A〕 〔指定地 B〕	保全	犬山市	傷跡の処置	施する処置であり、過去の 実績から薬剤の影響も見	腐朽の原因となり得る枯枝を切除し、切断面の必要箇所に薬剤を塗布する。使用する薬剤は実 績のあるイソシアネートとする。	衰退を防ぐ ため。				
	〔指定地 A〕 〔指定地 B〕	安全管理		去、除去	みがないものの除去であ り、やむを得ない。		体や見学者へ の被害防止の ため。	て随時実施。	じて実施。		
	害虫 〔指定地 A〕 〔指定地 B〕	安全管理	犬山市	去	を利用し、巣の掘り出しも 根を傷つけないように慎	洞内の巣は、樹木に影響のない 殺虫剤で駆除後にハチの巣を撤 去する。地中の巣は、殺虫剤で駆 除後、巣を掘り出し、土は埋め戻 す。	被害防止のため。				
	衰弱個体の根系 〔指定地 A〕 〔指定地 B〕	保全	犬山市	促進	る施肥及び薬剤散布であり、過去の使用実績から	衰弱が見られる個体に、使用実績のある発根促進剤(有機剤)と液肥(ハイポネックスの 1000 倍希釈液) を散布する。	ため。		計画期間を通りでは、 は 月間 は 月間 は 月に は が に れ が 前 に み る 必 必 あ る)。		
	害虫 〔指定地 A〕 〔指定地 B〕	保全	犬山市	シ被害対策		カミキリムシの食害箇所に使用 実績のある薬剤(木材及び青森 ヒバから抽出液を混合したも の)を塗布する。	ため。	必要に応じて随時実施。			
	害虫 〔指定地 A〕 〔指定地 B〕	保全	犬山市	害防除	あり、これまでの使用実	シロアリ被害が生じる恐れのある枯死部に使用実績のある薬剤 (青森ヒバ抽出成分)を塗布する。	ため。	必要に応じ て随時実施。			

表 7-6 現状変更等の許可の特例に該当する行為(2/3)

対象	東・対象範囲	目的	実施 主体	行為の内容	天然記念物に 及ぼす影響	方法	必要性	頻度	実施期間
	〔指定地 A〕 〔指定地 B〕		犬山市		の乾燥を防ぐ目的で実施 するものであり、必要最小 限度の規模で実施するこ とから影響は軽微である。	自生地の土壌水分状態を適切に 保つため、土壌水分量の低下に 伴う樹勢衰弱が確認された場合 には散水・潅水を実施する。	ため。	て随時実施。	じて実施(土壌の乾燥をして、大力を関係で変換をして、大力をして、大力をして、大力をはいかがある。)。
ヒトツバタゴ	〔指定地 A〕		犬山市	ゴ幼木の生育に支障となる草本類 の伐採	刈りすることから、影響 は軽微である。	事前に幼木にマーキングし、その周辺は手刈りとし、それ以外 は草刈り機を用いて除草する (幼木の被陰状態や支障植物の 種子生産状況など、フェノロジ ーに注意して実施する)。	ため。	施。	じて、4 月、7 月、11 月に実 施。
土壌	〔指定地 B〕		犬山市	ゴを被陰する樹木の伐採	のため実施することから 影響はない。	指定地 A の日照の低下に伴う樹勢低下が確認されたときには、 指定地 B の樹木を伐採する。	ため。	て随時実施。	じて実施(指定 地 A のモニタ リングに判め 必要と場合のみ 実施)。
	柵 〔指定地 A〕	施設管理	犬山市	柵の更新	の維持のために必要な措	老朽化した柵を撤去し、同様の 仕様の策を更新する(除却・設置 の際には根系に注意して実施)。	止柵の維持		

表 7-6 現状変更等の許可の特例に該当する行為 (3/3)

対象	・対象範囲	目的	実施 主体	行為の内容	天然記念物に 及ぼす影響	方法	必要性	頻度	実施期間
ヒトツバタゴ	種子 〔指定地 A〕 〔管理地 D〕	保全	犬山市	保存のため の種子採取	地内の自然更新を維持す るためのやむを得ない行	自生個体の遺伝子を有する種子を指定地 [A] から採取する。採取には採取用シートの採用を想定するが、専門家から助言を得る。	維持するた め。	て随時実施。	計じに大の自自しれたの自りに実勢地更と場の生然いた場の生然いた場の生が断のが断のがあります。
	種子 〔指定地 A〕 〔活用地 C〕 〔管理地 D〕	保全	犬山市	自生個体の 保存のため の栽培・育成		指定地 [A] から採取した種子を 指定地 [A]、活用地 [C] 及び管 理地 [D] 等に散布し、隣接地域 も含めた生育環境の整備・改善 を実施しながら、自生個体の保 護・育成栽培をはかる。		て随時実施。	計じない 株 の 難さ な り の 難さ な り の 難さ と 場 の か ま り の か ま の か ま の か ま か と 場 の か ま か と り の か あ か ま か と り の か あ か ま か と り の か あ か ま か と か と か と か と か と か と か と か と か と

表7-7 現状変更等の権限移譲に該当する行為

対象	定・対象範囲	目的	実施 主体	行為の内容	天然記念物に 及ぼす影響	方法	必要性	頻度	実施期間
	倒木 〔指定地 A〕 〔指定地 B〕	安全管理	犬山市		度の除去であり、やむを得 ない。	倒木や落枝により人身又は周囲 の施設等に危害が及ぶ恐れが高 い場合、危険防止に必要な最小 限度の伐採・搬出を行う。	囲への危険		
ヒトツバ	ヒトツバタゴ すべて 〔指定地 A〕	保全	犬山市	工作物設置	限度の対策であり、他の使	食害等の発生が確認された時点で、各個体に保護柵、防獣ネット 等の対策を実施する(土壌掘削 を伴わないものを採用)。	類による被害		
ハタゴ・施設	境界標、標識、 説明板 〔指定地 A〕 〔指定地 B〕	活用	犬山市	更新	小限の処置であり、過去の 経緯から影響は軽微であ る。	老朽化した既存の境界杭、標識、 説明板を必要に応じて撤去し、 同様の仕様で更新する(除却・設 置の際には根系に注意して実 施)。	であること を示し、保存	て随時実施。	
	管渠、U字溝、 集水桝 〔指定地 A〕 〔指定地 B〕	安全管理	犬山市		設水管の維持に必要な最 小限度の修繕であり、影 響は軽微である。	老朽化した既存の管渠、U字溝、 集水桝を必要に応じて撤去し、 関係法令等の基準に基づき更新 する(除却・設置の際には根系に 注意して実施)。	周辺を管理		

第8章 活用の方向性と方法

1. 活用の方向性

犬山市ヒトツバタゴ自生地を活用した学校教育や生涯学習を通じて、本自生地への理解を深めるため、天然記念物としての本質的価値を普及・啓発し、市民による保全活動のシンボルとして、本自生地の価値を理解しながら、社会面、経済面、環境面の観点から文化財を活用する。

また、市内に所在する歴史文化資源を繋ぎ一緒に学ぶことで、それらの相乗効果によって価値や魅力を高める。そのために、案内板や説明看板を更新し、パンフレットを整備することで、地域と連携しながら、本自生地の魅力を活かした取組を進める。

2. 活用の方法

2.1 本質的価値の学習による活用

(1)講習会の開催

ヒトツバタゴの樹勢や病害虫の状況を診断するマニュアルを作成し、これに基づき市民を対象とした「ヒトツバタゴ講習会」を開催する。これによりヒトツバタゴを診断する目が養われ、市民が主体的に本自生地に継続的に関わる機会を創出する。

(2) 自然観察会の開催

本自生地及びその周辺の自然について楽しく学ぶための自然観察会を開催する。観察会は年間を通じて定期的に開催し、特に開花期の他にも開催することで新たな幼木の発見や、周辺環境について学ぶことで、次世代に繋ぐ取組に繋げる。

(3) 子どもたちに対する教育の充実

次の世代を担う子どもたちに、本自生地に対する理解や関心を深めてもらうため、貸し出し 用の解説パネルを製作し、他の施設及び学校での展示や出前講座を開催することで、気軽に学 ぶ機会を提供し、学ぶきっかけとなる取組を進める。

また、地元の小学校がこれまで実施していた自生地の見学会や勉強会等の学習活動を他の小学校にも紹介して、本自生地の成り立ちや特性等について学ぶ機会を創出する。





写真8-1 池野小学校による見学の様子

2.2 広報活動の充実・情報発信

(1)ホームページ等の充実

広報活動を充実させるため、本自生地の魅力や本質的価値についてホームページ等により積極的に発信し、PRに努める。

従来から本自生地の情報発信は、犬山市ホームページにおける開花期のみの掲載であったことから、本自生地について常時紹介するページを拡充し、地域及び市内外に広く年間を通じて情報を発信する。

(2) 学習用コンテンツ等の発信

天然記念物に関する情報発信を拡充するため、本自生地を紹介するパンフレットや、地域の

自然と文化をまとめた学習教材にも活用できる資料を作成するとともに、自生地において取り組んだ事業や研究等の成果について取りまとめ、ホームページ等を通じ情報発信をする。

また、関心を持つ人を増やすために解説動画を作成し、 常時公開することで、学習に活用しやすい環境を整える。

(3)移動展示の検討

本自生地についての解説パネルを製作し、このパネルを他の施設に展示することで、どの場所でも本自生地の魅力について知ることができる教材を整える。なお、解説パネルの展示場所は市のホームページで発信することで、気軽に足を運ぶことができるようにする。



写真8-2 池野小学校の展示パネル

(4)周辺地域の自然や歴史文化資源と合わせた活用の推進

本自生地だけでなく、周辺地域の自然や歴史文化資源と合わせた活用を推進するため、本自 生地とその周辺の歴史文化資源や特徴的な自然を紹介する情報を発信する。これにより開花期 以外にも自生地の価値・魅力の普及啓発の機会を創出することに繋げる。



入鹿池



明治村

写真8-3 周辺歴史文化資源(1/2)





尾張冨士の石上げ祭

大縣神社

写真8-3 周辺歴史文化資源(2/2)

2.3 開花期の来訪者への対応

ヒトツバタゴの開花期には1日あたり数百名の見学者が見込まれることから、集中的な活用 時期における対応として、臨時駐車場及び臨時トイレの確保を実施する。





写真8-4 開花期の利用の様子

第9章 整備の方向性と方法

1. 整備の方向性

犬山市ヒトツバタゴ自生地を守り、後世に確実に継承する「保存のための整備」及び本自生 地が市民や見学者の集いの場、交流の場、憩いの場となるような「活用のための整備」を計画 的に進める。本自生地の保存・活用に繋がる方策として、本自生地及び周辺に設置している金 網フェンス、案内板、説明看板等の更新を行うことで、本自生地を適正に保存管理しつつ、活 用を促進していくための整備を進めていく。

2. 整備の方法

2.1 保存管理のための整備

(1) 保護柵の更新

現在、指定地の内、ヒトツバタゴの高木が生育している範囲のみを囲う形で金網フェンスが 設置されているが、老朽化が進んでいるため景観面の観点からも撤去する。撤去・更新の際は ヒトツバタゴ及び希少植物を傷つけないよう留意して作業を行う。

また、自生地と見学のための活用エリアとの境界に設置されている竹柵についても老朽化が 進んでいるため、金網フェンスの撤去と併せて、見学者の立ち入り等による自生地のき損を防 止するための新たな柵の設置を検討する。

なお、新たな柵の設置を想定する。新たに設置する柵は可動式や湿地環境に影響を与えない 基礎構造とする。また、イノシシ等による獣害の防止については、モニタリングにより食害等

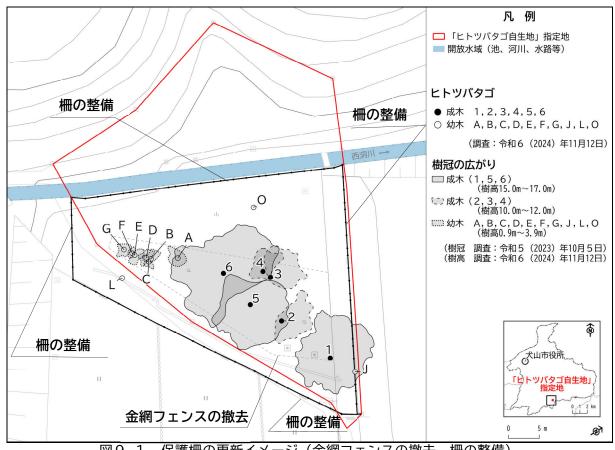


図9-1 保護柵の更新イメージ(金網フェンスの撤去、柵の整備)

の発生が確認された場合は、電気柵、防護ネット等の対策を検討する。

本自生地の保存・活用を両立していくために重要な施設であるため、設置位置や構造物の形状・材質等を十分に検討した上で更新し、その維持管理を行う。なお、コンクリート基礎の埋設は行わない。

2.2 活用のための整備

(1)説明板等の更新

本自生地の周辺には、自生地の成り立ちやヒトツバタゴの特徴等を紹介する説明看板や注意 看板が設置してあるが、いずれも老朽化が進んでいる。

そのため、本計画の策定により整理された情報を踏まえ、自生地の本質的価値や指定理由、 活用のルール等を子どもも理解できる、わかりやすく記載した説明看板に更新する。なお、設 置にあたっては、犬山歴史文化ぷらっとフォームでの市内文化財解説看板デザイン統一につい ての協議内容に沿うとともに、本自生地周辺の景観に配慮したデザインとする。

また、説明看板では掲載できる情報量に制限があるため、開花期または展葉期に限らず、より多くの情報が得られるように、二次元コード等の記載を検討する。



写真9-1 現状の説明板等



写真9-2 説明板等の更新事例

(2)標識の修繕

現在、天然記念物であることを示す標識が設置されているが、傾きが見られることから標識 の修繕を行う。

(3)活用地の維持管理

既に見学者用に利用されている水田跡地を活用地として継続的に利用するが、活用にあたっては維持管理が必要なことから、地ならしと草刈りを行う。なお、ヒトツバタゴの新たな幼木が確認された場合は保護する。

(4) 法定外公共物(赤道)の維持管理

指定地及び活用地の間にある法定外公共物(赤道)は、保存管理及び活用上維持管理が必要なことから、継続的に草刈りを行う。なお、ヒトツバタゴの新たな幼木が確認された場合は保護する。

第10章 運営・体制の整備の方向性と方法

1. 運営・体制の整備の方向性

本自生地の保存、活用及び整備を着実に推進するため、市民や地域の活動団体、有識者、市内小中学校や研究機関等、多様な主体との協働・連携体制を構築する。運営体制を明確化し、関係団体が互いに協力し合い、本自生地の価値を将来へ継承していくことを目指す。

2. 運営・体制の整備の方法

本自生地の保存活用計画を適切に実施していくため、文化庁や愛知県の指導のもと、犬山市が中心となり関係団体との連携を図り、本自生地を将来へ継承する。

また毎年度の管理状況については、自己評価を行うとともに、犬山市文化財保護審議会にその結果を報告し、聴取した意見を踏まえて次年度以降の取組に活かす。

文化庁 / 愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室 指導・助言 〔犬山市〕 観光課 報告 犬山市文化財 犬山市教育委員会 連携 保護審議会 歴史まちづくり課 指導・助言 土木管理課 市内文化財 地元企業等 保存活用関連団体 連絡・調整・連携 市内小中学校 愛知県一宮建設事務所 有識者 名古屋経済大学 愛知用水総合管理所 ●各主体と連携して自生地の保全活用を推進

137

図10-1 運営・体制のイメージ

3. 実行計画

本計画は、関係団体等と連携をとりながら取り組んでいくことを基本とする。計画期間内に 実施すべき事項のスケジュールは以下のとおりである。

表10-1 全体スケジュール

		10 1	, ,	T 14.7.	· / / 1	. //				
	施策・項目等									令和 16 (2034)年
保存 管理	自生地のモニタリング (自生個体の生育状況)									
	自生地のモニタリング (生育環境)									
	成木の管理						■ ■ ■ 必要に応	じて	 	
	幼木の管理						■ ■ ■ 必要に応	じて		
	生育環境の整備									
	遺伝資源としての保存						■ ■ ■ 必要に応	じて	 	
	自然環境の維持									
活用	講習会・自然観察会									
	子どもたちに対する教育の 充実									
	広報活動の充実・情報発信									
	パンフレット等の発刊									
	移動展示パネルの製作									
整備	立入防止対策(金網フェンス の撤去、竹柵の撤去、木柵の 設置)									
	案内板、説明看板等の更新									
	石柱の修繕									
運営	犬山市文化財保護審議会での 進捗管理									
	関係団体・地元自治会との協働活動									
	他部局との連携(随時)									

表10-2 通年事業の年間スケジュール

施策・項目等		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保存 管理	自生地のモニタリング (自生個体の生育状況)			₩ħ. cf→ τ	<i>h</i> ≓रा								
	自生地のモニタリング (生育環境)			獣害征	世記 ■■■								
	成木の管理						■■■	に応	じて				
	幼木の管理						●■■	■■■ に応し	■■■ じて				
	生育環境の整備					■ ■ ■ 必要	■■■	じて					
	遺伝資源としての保存					.	■■■	■ ■ ■ 応じ	■ ■ ■				
	自然環境の維持												
活用	講習会・自然観察会												